

資料 1

米原市人権施策基本方針(概要版)について 前回審議会での主な意見

意見部分・意見	回 答
<p><u>概要版裏面の「外国人の人権」の説明文</u></p> <p>「<u>外国人</u>市民」という表現があり、一方で人権政策基本方針内は「<u>外国籍</u>市民」となっている。</p> <p>→表現の違いがあるため、「人」としたときに、それが何を指しているのか説明（追記等）が必要ではないか。</p>	<p>「<u>外国人</u>市民」としたのは、国籍の有無に関係なく、外国にルーツ（生まれや育ち）がある場合を想定したことから使用したものです。</p> <p>今回、基本方針の「<u>外国籍</u>市民」の表現と混合するのを避けるため、「外国人市民」という言葉を使わずに表現するため文言を整理しました。</p>
<p><u>概要版裏面の「外国人の人権」の説明文</u></p> <p>「地域社会に溶け込めない外国人市民がいます」という表現が共生ではなく「郷に入れば郷に従え」というニュアンスに捉えられないよう表現の検討を。</p>	<p>「溶け込めない」という表現が、共生ではなく同化と捉えられてしまう可能性を考慮し、地域社会で共生することについて考えを巡らせられるよう、上の意見と一体的に文言整理を行いました。</p>
<p>その他 意見書等での意見はありませんでした。</p>	